

簡易裁判所で民事トラブル解決 － 4 つの手続 －

簡易裁判所では、次の4つの手順でトラブルを迅速に解決できます。

1. 通常訴訟手続（標準的な方法）

原則 140 万円までの請求について、判決による終局的な解決を図る手続きです。判決は裁判官が主張と証拠に基づいて下します。

2. 少額訴訟手続 (原則1回)

60 万円までの金銭の請求に限り、原則 1 回の審理で終了する訴訟手続。1 回目の期日前と期日に全ての主張書面と証拠（書類・証人）を提出します。

3. 民事調停手続（非公開、円満解決）

裁判官と一般市民から選ばれた 2 人以上の民事調停委員とで構成される調停委員会が当事者双方の言い分を聞き、話し合いによる解決を図る手続き。非公開で、申立手数料が訴訟手続の半額で済みます。

4. 支払督促手続 (書類審査)

金銭などの支払いを求める請求について、裁判所へ出頭することなく裁判所書記官による書類審査のみで、迅速に解決する手続きです。証拠の提出が不要で、申立手数料が訴訟手続の半額で済みます。ただし、債務者から異議申し立てがなされると通常訴訟手続に移行します。

こういったトラブルに！

大家さんが敷金を返してくれない／友だちが貸したお金を返してくれない／知人に楽器を売ったけど代金を払ってくれない／バイト代を払ってもらえない／隣家の犬が毎晩吠えて眠れない など

問熊本簡易裁判所 ☎ 325 - 2121

詳しくは、裁判所のホームページをご覧ください。

(ホームページ <http://www.courts.go.jp>)

『簡裁 Q & A』という言葉でインターネット検索しても、詳細を知ることができます。

農地の賃借料の目安

※実施地域により、実施時期や申し込み時期が異なります。詳細はお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください（インターネットで「熊本県慰霊巡拝」と検索）。

岡県健康福祉部社会福祉課
333・2199

農地の賃借料の目安

実勢賃借料は、町で昨年１年間（今回は令和２年１月～１２月）に締結された賃貸借契約を基に計算されたものです。

☎ 333-1219

「熊本県慰霊巡拝」と検索）。

※実施地域により、実施時期や申し込み時期が異なります。詳細はお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください（インターネットで

令和3年度の実勢賃借料は、次の通りです。農地の賃貸借契約を結ぶ際の目安としてご活用ください。

実勢賃借料…10^{ルー}当たり

(田)	14000円か米80 _{キログラム}
(畑)	11000円

※これらの金額はあくまでも目安です。農地の状況を踏まえ、お互いに十分話し合い、金額を決定してください。

問町農業委員会事務局
☎ 286・3277

知ってますか？
喫煙ルール

健康増進法の改正により、令和元年7月から病院や行政庁舎などでは特定の屋外喫煙場所を除いて敷地内禁煙となりました。また、令和2年4月からは、飲食店や事業所などでも喫煙室を除いて屋内禁煙となっています（小規模な飲食店では喫煙できる店舗もあります）。

喫煙が禁止されていない場所でも人通りが多い場所を避けるなど周囲の状況に配慮しましょう。

問御船保健所 ☎ 282・0016

労使紛争の解決に「あっせん制度」をご利用ください

熊本県労働委員会では、解雇や労働条件の変更など、労働者と事業主とのトラブルを自分たちで解決することが難しい場合に、3名の委員が話し合いによる解決をお手伝いする「あっせん」を行っています。手続きは簡単で、無料です。正社員であるか否かは問いません。また、事業主も利用できます。

問県労働委員会事務局
☎ 333・2753